

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
研究費の不正使用に関する取扱規則

〔平成20年4月25日〕
規則第7号

改正 平成21年3月31日規則第28号
改正 平成26年11月28日規則第13号
改正 平成30年3月29日規則第11号
改正 令和3年3月26日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）において研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）の疑いが生じた場合に、機構が取るべき措置等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「不正使用」とは、研究費の取扱いに関する規程第3条第3項に規定する不正使用をいう。

2 この規則において「職員等」とは、機構の役職員、受入大学院学生及びその他機構において実験・研究に従事する者をいう。

(告発等の受付窓口)

第3条 不正使用に対する告発を受け付けるため、受付窓口（以下「窓口」という。）を置く。

2 窓口は、監査室長とする。

3 窓口は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 告発の受付
- (2) 告発に係る情報の整理及び機構長への報告
- (3) 第11条の不服申立ての受付及び機構長への通知
- (4) 監事への報告

(告発)

第4条 不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も窓口を通じて告発を行うことができる。

2 告発は、任意または別に定める様式による書面、電話、電子メール、面談など、任意の方法で行うことができる。

3 告発を行う者（以下「告発者」という。）は、原則として住所、氏名、連絡先を明示しなければならない。

4 告発の際には、次に掲げる内容を明らかにして行わなければならない。

- (1) 不正使用を行ったとする職員等若しくはグループ又は不正使用に関わった取引業者その他の関係者（以下「被告発者」という。）を同定できる情報
- (2) 不正使用の内容及びその具体的根拠

(3) その他参考となる情報

- 5 匿名による告発は、当該告発の内容等を機構長と協議の上、顕名による告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(外部からの指摘)

- 第5条 報道等機構外部から不正使用の疑いが指摘された場合は、匿名による告発に準じた取扱いをすることができる。

(警告)

- 第6条 告発の内容が、不正使用がこれから行われようとしている又は不正使用を求められているというものである場合は、機構長は当該告発の内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に対し警告を行うことができる。ただし、被告発者が機構以外の機関に所属する者である場合は、当該所属機関に事案を回付することができる。

- 2 機構長は、前項ただし書きの被告発者に警告を行ったときは、当該所属機関に警告の内容等について通知するものとする。

(予備調査)

- 第7条 機構長は、第4条の告発の報告があったとき又は第5条による取扱いが必要と認めた場合は速やかに予備調査を開始しなければならない。なお、類似事例の発生が思慮される場合は、調査対象に含めることができるものとする。

- 2 予備調査は、機構長が指名する職員が行う。
- 3 予備調査を行う職員は、告発された不正使用が行われた可能性について調査し本調査を行うべきか否かの判断を行い、調査開始後概ね15日以内にその結果を機構長に報告するものとする。
- 4 機構長は、前項の報告を受けたときは、速やかに告発者に対し報告の内容を通知しなければならない。
- 5 不正使用が行われたとされる経費が外部機関等の配分する競争的資金等である場合には、告発等の受付から30日以内に本調査の要否を配分機関に報告するものとする。

(不正使用調査委員会)

- 第8条 機構長は、前条の報告に基づき本調査を行う必要があると認めたときは、報告から10日以内に不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、本調査に着手しなければならない。

- 2 調査委員会の任務、構成その他必要な事項は別に定める。

(本調査)

- 第9条 調査委員会は、本調査の開始に当たり、告発者又は被告発者（類似事例の発生が思慮される場合の調査の対象となる者を含む。以下同じ。）が機構以外の機関に所属している場合は当該所属機関に本調査開始の通知を行い、調査への協力を求めることができる。

- 2 調査委員会は、本調査開始後概ね60日以内に終了するよう努め、その認定結果を機構長

に報告しなければならない。

3 機構長は、本調査の結果を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

(調査中の一時的措置)

第10条 機構長は、予備調査において本調査が必要と判断されたときは、第15条第1項の裁定が行われるまでの間、被告発者の研究に係る研究費の執行を停止することができる。

(不服申立て)

第11条 告発者及び被告発者は、本調査の認定結果に不服がある場合は、窓口を通じ又は直接に機構長に不服を申立てることができる。

2 前項の不服申立ては、不服の合理的理由、資料等を付した書面によらなければならない。

3 第1項の不服申立ては、第9条第3項の通知を受領した日から起算して10日以内に行わなければならない。

4 機構長は、不服の申立てのあったときは、それぞれ相對する者に通知しなければならない。

(不服審査)

第12条 機構長は、前条の不服申立てを受領したときは、調査委員会に対し不服審査の実施を命じなければならない。

2 調査委員会は、不服の申立ての内容、本調査における調査委員会の認定結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者の事情聴取などを行い、再調査の必要性について審査し、その判定結果を機構長に報告しなければならない。

3 機構長は、前項の報告を受けたときは、当該判定の結果を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

4 調査委員会の審査の結果、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばし若しくは認定に伴う各措置の先送りを主たる目的とするものと判断されたときは、以後の不服申立ては受け付けないことができるものとする。

(再調査)

第13条 調査委員会は、不服審査において再調査の必要があると判定したときは、直ちに再調査を行わなければならない。

2 再調査は、本調査に準じて実施するものとする。

3 調査委員会は、不服申立てをした者に対し、認定を覆すに足る資料の提出等、再調査への協力を求めることができる。再調査への協力が得られない場合は、再調査を打ち切ることができるものとする。

4 不服の申立てが調査委員会の構成等、その他公正性に係るものであって、その内容に相当の理由があると認められる場合は、調査委員会に代えて、他の者に調査させることができる。

5 調査委員会は、再調査の開始から概ね15日以内に再調査の認定結果を機構長に報告しなければならない。

6 機構長は、前項の報告を受けたときは、第9条第3項に準じた措置をとらなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第14条 不正使用が行われた経費が外部機関等の配分する競争的資金等である場合には、次の措置を取らなければならない。

- (1) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議
- (2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書(期限までに調査が完了しない場合にあつては中間報告書)の配分機関への提出
- (3) 調査の過程において一部でも不正の事実が確認された場合、速やかに認定し配分機関へ報告
- (4) 配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告の提出
- (5) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除く、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査への協力

(認定後の措置)

第15条 機構長は、告発に係る不正使用の事実が認められたときは、次の措置を取らなければならない。

- (1) 被告発者に対する研究活動停止・研究費の返還命令、懲戒処分並びに刑事告発を含む措置
 - (2) 関係機関への通知
 - (3) 調査結果及び不正使用の存在並びに措置等の公表
 - (4) その他不正使用の排除のために必要な措置
- 2 機構長は、告発に係る不正使用の事実が認められないと判断した場合は、速やかに被告発者に対する第10条の措置の解除及び名誉回復等に必要な措置を取らなければならない。
- 3 懲戒処分の種類及び手続等については、別に定める。

(公表)

第16条 機構長は、不正使用があったものと認定した場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。公表する内容は、不正使用に関与した者の所属及び氏名、不正の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の所属及び氏名並びに調査の方法及び手順とすることを基本とする。ただし、合理的な理由のため公表を控える必要があると機構長が認める場合は、不正に関与した者の所属・氏名等を非公表とすることができる。

(協力義務)

第17条 告発者並びに被告発者などの関係者は、当該告発に基づき行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 機構の役職員は、不正使用に係る告発を行ったこと及び告発に基づき行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該告発に関係した者に対して、

不利益な取扱いを行ってはならない。

2 機構長は、前項の不利益な取扱いが行われないように配慮しなければならない。

第19条 機構長は、第23条に規定する悪意の告発であると判明しない限り、単に告発を行ったことを理由に、告発者に対して、解雇や減給等の処分を行ってはならない。

第20条 機構長は、第10条に規定する一時的措置を除き、相当の理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対して、研究活動の停止や配置換等の不利益な取扱い、解雇や減給等の処分を行ってはならない。

(秘密の保持)

第21条 機構長、調査委員会委員及び事務関係者等、告発に基づき調査等に関与する者（以下「関係者」という。）は、告発者、被告発者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、告発内容並びに調査内容について、調査結果が公表されるまでの間、告発者及び被告発者の意に反して関係者以外に漏洩してはならない。

2 前項の規定に拘わらず、当該調査事案が外部に漏洩した場合には、機構長は必要な範囲において、当該調査事案に関し、公表することができる。

3 機構長は、調査事案の漏洩に関し、漏洩した者の責任が明らかな場合には懲戒処分を行うことができる。

第22条 予備調査及び本調査並びに再調査に当たっては、告発者が了承した場合を除き、関係者以外の者及び被告発者に告発者が特定されないよう、十分に配慮しなければならない。

(悪意の告発)

第23条 告発が、被告発者を陥れるため若しくは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とするもの（以下「悪意の告発」という。）であると判明した場合は、機構長は、告発者の氏名、所属等を公表し、懲戒処分並びに刑事告発をすることができる。

2 前項において、告発者が他の機関に所属している場合は当該機関に通知しなければならない。

(庶務)

第24条 この規則の遂行に必要な事務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第25条 この規則の実施にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月25日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 28 号）
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 28 日規則第 13 号）
この規則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日規則第 11 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日規則第 9 号）
この規則は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。